

秋田市告示第209号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、令和6年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和6年6月24日

秋田市長 穂 積 志

1 検査対象区域、期日、時間および場所

濁川・添川・仁別 山内・旭川	8月8日	木	午前10時から正午まで	東部市民サービスセンター
広面・柳田 下北手・太平			午後1時30分から午後3時30分まで	
大住・仁井田	8月9日	金	午前10時から正午まで	南部市民サービスセンター
御野場・御所野 四ツ小屋・上北手			午後1時30分から午後3時30分まで	
下浜	8月22日	木	午前10時から正午まで	西部市民サービスセンター
勝平・向浜			午後1時30分から午後3時30分まで	
新屋・浜田・豊岩	8月23日	金	午前10時から午後3時30分まで	
雄和	8月26日	月	午前10時から午後3時30分まで	雄和市民サービスセンター
公設地方卸売市場	8月27日	火	午前9時30分から午前11時30分まで	秋田市公設地方卸売市場
寺内	9月2日	月	午前10時から正午まで	北部市民サービスセンター
将軍野・土崎港（東）			午後1時30分から午後3時30分まで	
土崎港（西・南・北）	9月3日	火	午前10時から正午まで	北部市民サービスセンター
外旭川			午後1時30分から午後3時30分まで	
土崎港（中央・相染）	9月5日	木	午前10時から午後3時30分まで	
金足・下新城・上新城	9月6日	金	午前10時から正午まで	北部市民サービスセンター
飯島			午後1時30分から午後3時30分まで	
河辺	9月9日	月	午前10時から午後3時30分まで	河辺総合福祉交流センター

2 検査対象特定計量器は、非自動はかりおよび分銅とする。

- 3 計量器の所在の場所で行う検査の時期は、令和6年9月12日から同年11月29日までとする。
- 4 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受検希望期日を選定して申請することとする。
- 5 計量法第19条第1項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。
- 6 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は、一般社団法人秋田県計量協会とする。